

岩手県地域防災計画の修正案に係るパブリックコメント意見件数及び対応状況

1 意見件数

受付方法	意見提出人数（人・機関）			意見件数（件）		
	県民	市町村	計	県民	市町村	計
郵便（持参を含む。）	2		2	20		20
ファクシミリ						
電子メール		1	1		1	1
公聴会又は説明会						
計			3			21

2 決定への反映状況

区分	内容	意見件数（件）
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	1
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	11
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	8
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	1
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	
	計	21

岩手県地域防災計画の修正案に係る意見検討結果一覧表

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	戦後先進的な開発が行われたことで、これまで水害が発生してきた歴史が意識されなくなっている。歴史から得られる知見を今後の対策に生かしてもらいたい。	2	県では、平成25年7月から10月にかけて発生した一連の大雨災害から得られた知見を踏まえて、新たに災害特別警戒本部の設置等の対策に取り組むこととしています。 御意見を踏まえて、今後も災害の経験から得られる知見を活かした防災対策の強化に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
2	防災知識の普及啓発に当たっては、災害の多様性等に配慮することが実効化につながる。		県では、県内で想定される地震・火山災害・土砂災害等多様な災害を踏まえた防災教育教材の作成に取り組む等、防災知識の普及啓発に努めているところです。 御意見を踏まえて、今後も取組を継続していきます。	D (参考)
3	市町村の防災計画の作成に資するよう、県においても災害履歴を事前に精査しておく必要がある。	1	県では、これまでの災害履歴について県地域防災計画・資料編に整理しているところです。 今後も市町村地域防災計画の修正に当たっては、必要な助言等を継続して行っていきます。	C (趣旨同一)
4	市町村と連携して、避難所等の基準を綿密に定めておく必要がある。		避難所等の設置基準については、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、新たに同法施行令に規定されたところです。 県としては、市町村が適切に避難所等の指定を行えるよう、適切に助言等を行っていきます。	C (趣旨同一)
5	備蓄にあたって民間事業者がどのように経費負担をし、そのような方法をとるのかについて示して欲しい。		民間事業者については、県地域防災計画において災害時に必要な資機材、従業員のための物資等を備蓄するよう規定しているところです。 御意見については、今後の県の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)

6	水害の浸水想定区域や原子力災害の被害想定区域について情報の開示をためらわないでほしい。		県が浸水想定区域を指定したときは、水防法に基づき、当該指定の区域について公表することとされています。また、隣県の原子力施設において原子力災害が発生した場合には、協定等に基づき、速やかに、情報を取得した上で、報道機関等を通じて県民の皆様にもお知らせすることとしています。	C (趣旨同一)
7	大雨警報等が発表されなくとも、歴史的にみて土砂災害が起こる可能性があることに留意すべきである。		御意見を踏まえ、盛岡地方気象台等と緊密な連携を図っていきます。	D (参考)
8	関係機関等への災害情報の伝達が遅滞なく行われることを望む。		県では、一連の大雨災害の検証を踏まえ、災害情報の提供方法について報道機関と調整を行うこととするとともに、中長期的な課題として公共情報コモンズの導入等の検討を行っていくこととしています。	D (参考)
9	記録的短時間大雨情報の定義に「県内」との限定付けを行うべきではないのか。		気象用語につき案の修正は困難ですが、他県で大雨災害が発生した場合にあっても本県に及ぼす影響について適切な情報を得られるよう、盛岡地方気象台等と引き続き緊密な連携を図っていきます。	E (対応困難)
10	災害履歴を市民が理解できる環境づくりが必要である。		県では、これまでの災害履歴について県地域防災計画・資料編に整理するとともに、東日本大震災津波に際しては、震災の記憶を風化させないため「東日本大震災津波の記録」を作成したところです。 御意見を踏まえ、今後も取組を継続して参ります。	C (趣旨同一)
11	隣県とも災害史の照合を行うことが必要である。		御意見については、今後の県の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)
12	警報の発表基準等について、一般市民にも分かりやすい計画文面にしてほしい。	1	気象用語につき案の修正は困難ですが、県民の皆様への災害情報等の提供に際しては、今後も分かりやすい文章を用いるよう継続して取り組んでいきます。	D (参考)

13	大地震にも対応できる通信設備の設置について、行政側からの誘導が必要である。		県では、東日本大震災津波の検証を踏まえた県地域防災計画の修正に当たって、新たに通信確保計画を策定し、防災関係機関における非常電源設備の整備等について規定しています。	C (趣旨同一)
14	電気通信設備が利用できないことを想定し、振興局等に拡声器を設置するとともに車両の拡声器を増設し、住民等に災害情報を伝えることを検討すべきである。		県では、一連の大雨災害の検証を踏まえ、災害情報の提供方法について報道機関と調整を行うこととするとともに、中長期的な課題として公共情報コモンズの導入等の検討することとしています。 御意見については、今後の県の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)
15	大災害に備えて、事後に避難所としての利用を迫認できるようなシステムが必要である。		平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、同法では、大規模広域災害時に臨時に避難所として使用する施設の構造等について平常時の規制の適用除外措置を講じています。	C (趣旨同一)
16	内陸部で大勢の避難者を一時的に収容できる建物について、リストアップを行うべきである。		県地域防災計画において、県は、広域一時滞在の実施にあたり、県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続等を定めたマニュアルの整備に取り組むこととしています。 御意見を踏まえ、今後マニュアルの整備に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
17	災害の状況に応じた罹災把握業務の実施が必要となる。		地域防災計画の修正案において、市町村における罹災証明書への交付に必要な業務の実施体制の整備について規定しているところです。	C (趣旨同一)
18	日頃から地盤災害のリスク要因について十分調査しておくことを求める。		県地域防災計画においても、地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査すべきことについて規定しています。	C (趣旨同一)

19	原子力災害の発生を想定する原子力施設について計画に明記すべきである。		県地域防災計画・原子力災害対策編において、対象施設として東通原子力発電所及び女川原子力発電所（東北電力（株））並びに原子燃料リサイクル施設等（日本原燃（株））を規定しています。	C（趣旨同一）
20	地震や火山の状況について、毎日報道を行うことで住民への注意喚起となることから、報道機関に対するルール規定を設けること。併せて、火山災害の危険性について周知するため、全県的なキャンペーンを行うこと。		<p>県では、一連の大雨災害の検証を踏まえ、災害情報の提供方法について報道機関と調整を行うこととするとともに、中長期的な課題として公共情報コモンズの導入等の検討することとしています。</p> <p>御意見については、今後の県の取組の参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
21	N T Tの接続通話サービス（102番）が平成27年7月31日に提供終了となることに留意し、規定を見直すこと。		御意見を踏まえ、利用可能な期間について計画に明記することとします。	A（全部反映）